

2. 固定資産税（事業用家屋）課税標準の特例該当資産（地方税法附則第64条）

適用条項	所在地	家屋番号	床面積	床面積のうち事業用		備考	特例率
				面積	割合		
地方税法附則第64条	亀山市						
地方税法附則第64条	亀山市						
地方税法附則第64条	亀山市						
地方税法附則第64条	亀山市						
地方税法附則第64条	亀山市						

(備考)

1. 太枠内を記載してください。
2. 先端設備等導入計画を申請し、本市の認定を受けたもので、固定資産税課税標準の特例が適用される資産が適用の対象となります。
3. 償却資産の資産区分については、次のコードを記載してください。
 1：構築物 2：機械及び装置 5：車両及び運搬具 6：工具、器具及び備品
4. この申請書は、償却資産申告書とともに必要書類を添付したうえで提出してください。
5. 償却資産申告書の種類別明細書摘要欄に、特例該当の旨を記載してください。
6. 事業用家屋については、前年度における課税明細書に記載の単位で記入してください。（前年度における課税明細書に記載のない家屋については、家屋番号の単位で記入してください。）また、取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであることが要件となります。
7. この申請書は、特例資産に該当することとなった最初の年度の申告の際に提出すれば、翌年以降は提出の必要はありません。